

# 標準報酬月額の時給決定について

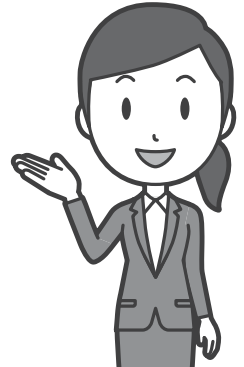
組合員の皆さんの月々の給与から納付いただいている掛金(保険料)は、標準報酬月額に各事業の掛金率を乗じて算定しています(各掛金率については当組合ホームページ参照)。

標準報酬月額は「固定給」である給料月額、扶養手当、地域手当、通勤手当のほか、「非固定給」である時間外勤務手当といった各種手当を合算した報酬から算定されます。

時給決定とは、既に決定している標準報酬月額と組合員の皆さんが実際に受けている報酬に大きな差が生じないように、毎年7月1日現在の組合員である方について、4月～6月の3か月間に受けた報酬を基に標準報酬月額を決定することをいいます。

時給決定により決められた標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの掛金(保険料)の算出に適用されます。

なお、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方や、7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定が行われる方は、その年の時給決定の対象とはなりません。

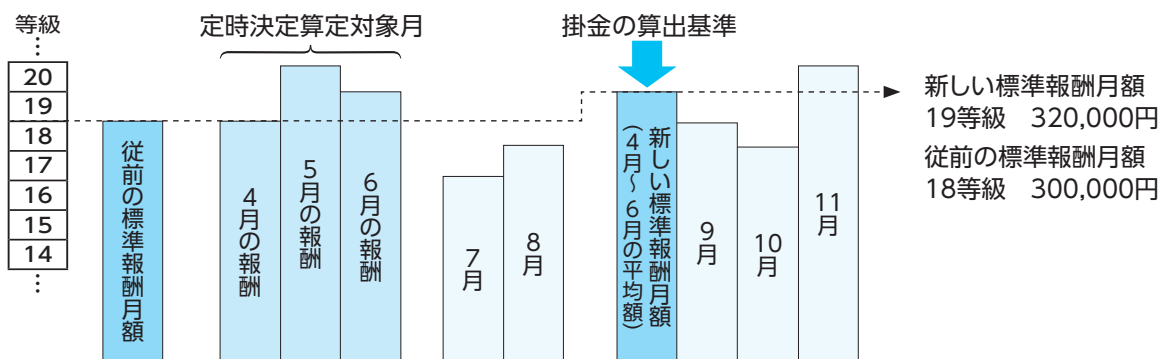


## 時給決定による標準報酬月額の算定方法

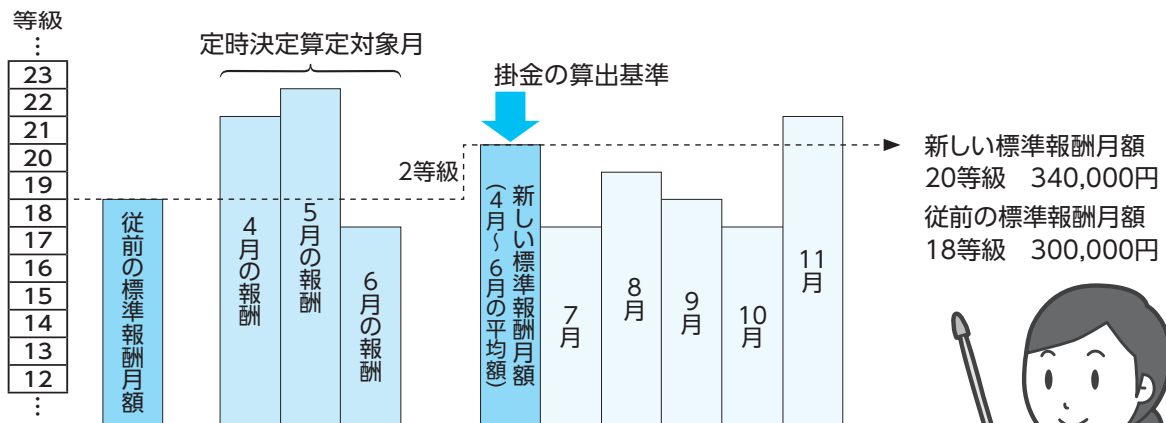
時給決定は共済事務担当課から当組合へ報告いただく給与情報に基づき行います。

なお、育児部分休業や育児短時間勤務により報酬が減額される場合は、減額後(税金等控除前)の報酬により算定します。

### 例1 ● 通常の時給決定となる場合



### 例2 ● 時給決定を行わず、随時改定になる場合



4月に固定給の異動(昇給等)があり、4月～6月の平均報酬月額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差となる場合は随時改定となり、7月から新しい標準報酬月額となります。



## 定時決定における標準報酬月額保険者算定

4月～6月において、欠勤等により報酬の一部が支給されない月がある場合など、通常の方法により報酬月額を算定することが不当であるときは、当組合が適当と認めた方法で算定します。これを保険者算定といい、次のような方法があります。



### ●一部の月を除く算定

次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いて算定します。

- 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月
- 休職等により報酬の一部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月

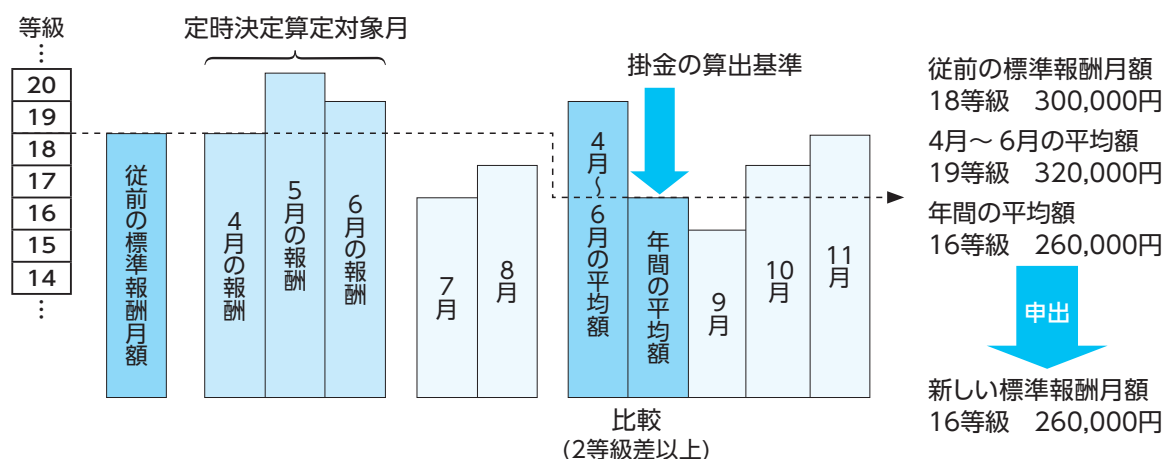
### ●従前の報酬月額から算定

4月～6月の全ての月において、前記の事由等により、報酬月額を算定することが困難である場合は、従前の報酬月額で標準報酬月額を算定します。

### ●年間平均による保険者算定

4月～6月で算出した標準報酬月額と年間(前年7月～本年6月)で算出した標準報酬月額が2等級以上異なり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれると当組合が認める場合は、年間平均による保険者算定を行うことができます。

#### ■例3 ●年間平均による保険者算定で定時決定する場合



年間平均による保険者算定に該当するか否かの判断は共済事務担当課にて行います。組合員の皆さんが提出書類である「標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較および組合員の同意書」の記入を求められた場合は、年間の報酬等の支払状況を確認のうえ、同意する場合は署名・捺印されますようお願いいたします。 ※前ページの随時改定の対象となった場合は、定時決定の対象とならないため年間平均による保険者算定を行うことはできません。



標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に使用する基本の額となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来の年金である長期給付の算定に使用する基本の額にもなるなど、ご自身が受ける給付額にも反映します。

## 定時決定の算定結果の確認方法について

決定した標準報酬月額については、所属所をとおして配付する「標準報酬 決定・改定通知書」にてお知らせいたします。

なお、「標準報酬 決定・改定通知書」は、交付を希望した所属所のみ送付します。給与明細等においてもご自身の標準報酬月額が確認できない場合は共済事務担当課にお問い合わせください。